

人と猫との 調和のとれたまちづくり

地域猫対策

セミナー・講演会資料



No. 6

※平成29年8月初刷の内容を、令和4年現在の法規法令等に基づいて改訂しました。

地域猫対策・役所との関係づくり

その前に… 何年も前に比べると、お役所の野良猫対策がすごく様変わりしました。もし今でも「餌やり禁止が当役所の野良猫対策」などを耳にするときには「お役所との関係づくり」にすすむことになります。

役所は法の執行官、法にあることを行いますが、原則として法にないことはできません。餌やり禁止の根拠法は難しいですが、地域猫対策やその活動には根拠があります。

法を必要と思う多くの国民が、法を上手に使えるように国が法を定める、と法の専門家から聞きました。法に従う事柄を国民が上手に行い、互いに暮らし易くすることも役人の役割と思われれます。

動物の愛護及び管理に関する法律（通称・動物愛護法）第五条には、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（基本指針）を定めなければならない。」とあります。

更に第六条には「都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（動物愛護管理推進計画）を定めなければならない。」などと続きます。

同六条の4項では「都道府県は動物愛護推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。」としています。

法に従って意見を聴かれる関係市町村に、動物愛護法担当が置かれていないと、意見が言えないこととなります。

基本指針の（3）周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止の「②講ずべき施策」には次の事項が決められています。

ア 住宅密集地等において地域住民の十分な理解の下に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底や給餌若しくは排せつ物の管理等を実施する地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと。

地域猫対策は、地域の自治保全活動ともいわれますので、行う役所の担当は県などよりも、地域の自治を直接所管する市区町村などが適切と思われれます。

法では餌やりを「恣意的」つまり「身勝手や気ままな」どの表現で言及し、恣意的な餌やりがあることについての適切な対策を求めています。

「無責任」につき「禁止」ではなく、恣意的な行いの結果への対策です。

近年は「役所では猫の餌やりを禁止していない。その結果が好ましくならないための施策を行う。」などの指導をする役所への評価が高くなっています。

「役所は法の執行官、法にある地域猫対策をやるし、そうしないと行政執行不作為。」とも言われてまいりますので、官民協働の地域猫対策や活動が進んでいます。

「基本指針」は環境省のホームページにあります。ねこだすけでもプリントを用意しています。

人と猫との 調和のとれたまちづくり

地域猫対策

セミナー・講演会資料



参考資料
No. 01

基本指針

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

平成18年環境省告示第140号
平成25年環境省告示第80号
最終改正：令和2年環境省告示第53号